

平成 2 9 年 度 三 木 町 農 業 委 員 会
1 1 月 定 例 会 議 事 録

香 川 県 木 田 郡 三 木 町 農 業 委 員 会

平成29年度三木町農業委員会
11月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 平成29年11月21日
(会議時間) 13:30～15:00
(開催場所) 三木町農村環境改善センター農事研修室
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数16名

1番	渡辺 正春	11番	井戸 俊博(欠席)
2番	佐竹 一夫	12番	藤澤 勇一
3番	藤本 義伸	13番	中川 詰郎
4番	香西 俊之	14番	谷井 正隆(欠席)
5番	新地 照男	15番	鎌倉 博之(欠席)
6番	溝渕 廣明	16番	小松 洋子
7番	松田 隆雄	17番	鎌倉 守
8番	香川 県	18番	高尾 壽一(会長職務代理)
9番	入倉 修一	19番	脇 博文(会長)
10番	多田 孝夫		

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 石井健一課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 安元哲平係長
5. 稲田貴之主任主事

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 「三木町における農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について

(4) その他

事務局

それでは、11月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等14件と農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の農用地利用配分計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会議審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中16名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。欠席は、井戸委員、谷井委員、鎌倉博之委員です。定例会議事録署名委員につきましては、松田委員と香川委員をお願いいたします。それでは協会長よろしく申し上げます。

会長

ただいまより定例会を開会いたします、今月は議案案件が6件と報告案件が2件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告についてです。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上字馬場 1筆 343㎡

地目：畑1筆

譲渡理由：労力不足

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転売買

番号2 申請地：井上字池上 1筆 1,054㎡

地目：田1筆

譲渡理由：高齢化

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転売買

番号3 申請地：小菘字砂子 4筆 1,523㎡

地目：田4筆

譲渡理由：親族への贈与

譲受理由：親族より受贈

権利：所有権移転贈与

番号4 申請地：氷上字前田池 10筆 6,207㎡

地目：田5筆、畑5筆

譲渡理由：農業廃止

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転売買

番号1について、下限面積要件等問題はありませんでした。

番号2について、下限面積要件等問題はありませんでした。

番号3について、親族への贈与になります。譲受人の耕作面積は0㎡ですが、後ほど説明します
議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の中におきまして、親と利用
権設定をするため、下限面積要件は満たします。

番号4について、下限面積要件等問題はありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの説明をお願いします。

5番委員

番号1については特にありません。

番号2については特にありません。

10番委員

番号3について、譲受人は譲渡人の夫の弟になります。譲渡人の夫が亡くなったため、義理の弟
である譲受人に作ってもらうことになりました。

16番委員

番号4について、譲渡人は管理のみをしていたのを、譲受人との間で合意して売買になりました。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問がありましたらお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さ
んは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可
申請について、議案第3号、農地法第5条による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：鹿庭字出作 1筆 515㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：太陽光発電設備
併用地：雑種地 700㎡

番号2 申請地：井戸字二条 2筆 36㎡
地目：田2筆
現況：農道2筆
目的：農道拡幅用地
造成時期：昭和50年頃から

番号1について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他所有農地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。また併用地には、すでに太陽光発電設備が設置されており、その拡張になります。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

番号2は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：池戸字青木 2筆 986.86㎡
地目：田1筆、宅地1筆
現況：田2筆
目的：太陽光発電設備
権利の種類：所有権移転売買

番号2 申請地：池戸字青木 1筆 983㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：太陽光発電設備
権利の種類：所有権移転売買

番号3 申請地：池戸字香蓮寺 3筆 1,714㎡
地目：畑3筆
現況：雑種地3筆

目 的：資材置場
権利の種類：賃貸権設定
併 用 地：雑種地 2, 776. 14 m²
造 成 時 期：平成14年頃から

番号4 申 請 地：氷上字西青岸 3筆 1036. 16 m²
地 目：田2筆、畑1筆
現 況：田3筆
目 的：資材置場
権利の種類：所有権移転売買
併 用 地：農道、水路 52. 11 m²

番号5 申 請 地：氷上字長楽寺 11筆 1, 345. 93 m²
地 目：田10筆、畑1筆
現 況：田11筆
目 的：分譲住宅2階建 6棟
併 用 地：農道、水路 46. 62 m²
権利の種類：所有権移転売買

番号6 申 請 地：氷上字長楽寺 1筆 35 m²
地 目：田1筆
現 況：道路1筆、
目 的：進入路拡幅
権利の種類：所有権移転売買
造 成 時 期：昭和60年頃

番号7 申 請 地：井戸字中井戸 2筆 1, 631 m²
地 目：田2筆
現 況：田2筆
目 的：分譲住宅2階建 6棟
権利の種類：所有権移転売買

番号1について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されておりました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。なお、併用地として農道、水路がありこれらにつきましては用途廃止の申請及び払い下げの申請が計画されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号5について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。なお、併用地として農道、水路がありこれらにつきましては用途廃止の申請及び払い下げの申請が計画されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号6について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されておりました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号7について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告お願いします。

6番委員

それでは、現地調査の報告を行います。11月分の農地法関連の申請について去る、平成29年11月15日(水)の午前9時から4条申請2件、5条申請8件につきまして、協会長、高尾職務代理人、香川委員、溝渕委員(当番委員)、事務局3名の合計7名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請、番号2、5条申請、番号3、6です。こちらにつきましては、すでに造成が行われておりましたが、始末書が添付されておりました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。地元委員からの説明をお願いします。

4条申請番号1について、私が担当になります。申請者は昨年太陽光をしまして、残っていた農地で野菜などを作付け予定にしておりましたが、多忙によりできず、残っている隣接した農地も太陽光をするということです。

1番委員

4条申請番号2について、現地も確認しておりますが、境界もしっかりしているし、特に問題ありませんでした。

12番委員

5条申請番号1、番号2について、譲渡人は県外へ嫁いでおります。そういったことで、話ができたようです。太陽光発電ということで、ほとんどが住宅地に接しています。周辺農地への影響はないという判断です。

18番委員

5条申請番号3について、造成時期が平成14年頃で、無断転用になります。その是正です。譲渡人から譲受人への貸し借りを怠っていたということで、今回の申請されたものです。場所的には、旧奥郷屋敷のちょっと西側になります。

13番委員

5条申請番号4について、資材置場ということで、問題はないようです。水路ですが、用途廃止について業者の方が水利組合の方と調整すると思っています。

番号5について、譲受人は番号4と同じ代表者同じ代表者になります。県道が南北に通っています。その県道が通ったがために近所周りがうまくいっていない状態で、今回、譲渡人が農道を取り込んだりと、いろいろとトラブルがあるようです。

番号6について、進入路ですが、無断転用でした。今回是正の申請をしたということです。

1番委員

5条申請番号7について、特に問題はありません。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問は質問をお願いします。

3番委員

5条申請の番号4と5ですが、農道、水路込みで申請されていますが、この併用地はどのようになるんですか。

事務局

土木建設課のほうで、用途廃止の手続きを行っておりまして、その後払下げを経て、併用地への流れとなっています。

3番委員

地元との調整は終わっていますか。

事務局

調整は終わっております。

13番委員

調整が難航しているところは、まだ転用申請を出していません。

3番委員

別件があるんですか。

13番委員

別件があります。

3番委員

わかりました。

会長

他に何かありませんか。

12番委員

4条申請の番号2ですが、農道拡幅用地ということで、隣接して従来の農道があると思いますが、こういう場合に、申請地の農道の用地はどういう名義にするのですか。農道の場合、通常は公衆用道路となります。公衆用道路として登記をすれば個人でも所有できますが、誰もが通ることができる道として考えると公衆用道路としなければいけないのかなと思います。個人が持つと将来として問題が起きやすいということなのですが、農業委員会として、これは果たして公衆用道路として地目を変え、また、個人の名前にするか、農道、水路は昔は国有財産であったわけですが、今は、町有地の財産となっています。そういうことで、公衆用道路として位置づけ、なおかつ、町に寄付するかそういう手続きもあろうかと思います。将来を考えて、安全なのは、公衆用道路として町に寄付するということが妥当だと思います。農業委員会としてそこまでの指導をどうあるべきか、ちょっと、協議して、そのあたりの解釈はどうなんですか。

事務局

今の件につきまして、今回の申請地につきましては、個人が分筆をして寄付という形ではないですが、公衆用道路扱い、税務署での現況課税が公衆用道路という状態になっております。この申請地の西側についても同じように分筆がなされており、個人名で分筆がなされているところであります。ゆくゆくは、将来的には広げたいという計画があったと思うんですが、農道に、最終寄付というところまでは、本人、町も受けるのかどうなのかも、法定外公共物を含めて、土木建設課のほう

にも確認しなければなりません。今現在として、そこまでの把握段階です。

1 2 番委員

そういうことで、土木建設課が関係してくると思いますが、今も言いましたが将来のことを考えたら、あくまでも地目は公衆用道路にするということで、その場合個人の名義でも存続しますが、ただ、公衆用道路にすれば万人が通れるということで、個人名義であってもそういう通行帯が確保できるということがあると思うので、このあたりは公衆用道路とせずに単なる道となったら、そのへんを、将来不都合が出る場合もあります。そういうことで、土木建設課の方とも協議なりをしていただいて、公有化するのがいいのかなと気がしておりますので、そのあたりは担当課と協議していただけたらと思います。

会長

他にありませんか。

3 番委員

今の4条申請の番号2ですが、地図で見ると南側にある団地内に申請地がありますよね。その北側に道がありますが、この地目は何ですか。

事務局

農道です。

3 番委員

ということは、この農道を通して団地の西側にある田んぼに行くために拡幅するということですか。

事務局

もともとが、南側にある分譲住宅地とあわせて一枚の田であり、分譲住宅ができる際に区画をきれいにするために測量等を行いまして。

3 番委員

できる前にしていたわけですか。

事務局

こちらについては、農道であり、申請地の部分は、税務課においては現況が公衆用道路となって現況課税なので非課税となっていると思います。ここの経緯としては、当初分譲住宅地として、分譲され、残地となった経緯がございます。ここで、想像になりますが、隣の申請地と書いてあるところも分筆行為がなされています。おそらく、本来の農道に加えて、今回の申請地も入れると幅員が4mになってこようかと思います。今後さらに北側の住宅の西側に住宅地ができる計画があがったとします。ここへの進入路が幅員が4mでかつ、ここを開発道路を敷くと開発ができますが、ここに道路幅員が4mなかったら、今後の農地としてしか生かすことができない。だから、思うとこ

ろは、今後の農地はどうかはわかりませんが、将来を見た中での分筆が行われたのではないかと、解釈しております。

今回の図面ですが、表現が悪かったと思います。団地の方が宅地を提供するわけではないです。農道の中にすでに、申請地が含まれております。誤解を招いて申し訳ありません。

3番委員

農道に取り込まれて、残地になっていたということですね。

会長

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、これについては先程言われていたとおり、番号5です。道の高さが高くて、水路掃除がしにくいということがございますので、これを適正に、地元水利組合と再度確認をいただいた後許可相当とするということを含めまして、承認を取りたいと思います。それ以外に何か意見等あれば言っていただけたらと思います。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、番号5以外について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

全員一致です。続いて、番号5について、担当の地元水利組合にご理解をいただくという形を添

えてということに基づいて承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。事務局は、そのことを再度水利組合へ連絡のほどよろしくをお願いします。農地法第5条の申請については、すべて承認をいただきました。

18番委員

今回の農地法第5条申請の番号5と番号7ですが、県道に側溝があり、今言う番号5については、田んぼの用水としても使用しており、ここの掃除はどうするのかという問題がみえてきている。番号7についても、同じような状況で交差点があって、これについては地元用水は全く関係なく、水利組合はあまり関係してなくて、長尾土木に確認しています。番号7については、このままいってくれということになっている。

県道沿いの側溝があるところには、そういう住宅をする場合には、こういう問題があるので今後気を付けていただけたらと思います。

会長

それでは、続きまして議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

番号1 申請地：上高岡 4, 194㎡

地 目：田

変更前：平成28年10月31日

変更後：平成30年10月31日

番号1について説明します。

番号1については、平成25年11月に農地転用の許可が出ています。当初の計画では、工事完了まで期間最大3年間猶予がありまして、平成28年10月31日までに工事を終え、分譲住宅すべてを売ると言っていたのですが、現在15区画中2区画がまだ家が建っておらず、残ったままです。そのため、平成30年10月31日までの工事期間延長の事業計画変更の申請がされたものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問がありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が11件、再設定が30件で合計41件になります。総設定面積は163,645㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農用地利用配分計画について朗読)

今月は5件で、総設定面積11,662㎡となっています。どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

12番委員

議案第5号の番号36の権利の受け手の方ですが、現在耕作面積が36町とありますが、これは三木町内だけの面積ですか。

事務局

三木町だけになります。

12番委員

この担い手は、ここ数年利用権設定で名前が出てきていますが、維持管理、水稻作付するときには当然水管理が必要ですが、この水管理の形態はどういうふうになっていますか。全部借主であるこの担い手がするのか、従来通り貸主である所有者がするのか、そのへんの取り決めはどうなっ

いますか。

事務局

場所によって違いますが、ほぼこの担い手が行っています。農地機構を通じて貸し借りをする際には、取り決めをしておりまして、その話し合いでも借主がするという場合がほとんどです。ただ、場所によっては、水の出し入れが煩雑であるような田は所有者にお願いしているケースも見受けられます。

12番委員

特に、香川県農地機構が貸し借りをする場合と、個人的にする場合の責任分野ですが。維持管理等についての問題点や協議事項については、事務局には全くないですか。

事務局

この担い手につきましては、平成26年から香川県農地機構が間に入りまして、10年間の利用権設定がほとんどで、36町まで広がっているところです。この担い手については、維持管理ですが、36町と規模が大きい分、普段丁寧に自分の農地を維持管理をしている農家さんからすると、どうしても刈遅れが出るとか、水の管理が遅いかなという時には、言ってくる農家さんもあります。言われたところに関しては、対応していただいております。米麦を主にされている担い手なので、水稲だけを作付けする農地、麦だけを作付けする農地、水稲の後に麦を作付けしている農地もありますので、成育が悪かったところについては、見放しているところもあると聞いておりますので、その都度、声があったところについては、農地機構等を通じて、話をさせていただいております。

12番委員

今年の稲作で、水管理ができていなかったため、穂が出たり出なかったりという状況があったわけで、近所の方から私のほうに、相談がありました。水管理の関係で、穂が出ない状況が1反、1反5畝もあつたら、やはり目立ちます。そういったことがあつたわけです。副会長のほうには話はないですか。

18番委員

今の話ですが、一部が私の担当地域なんです。天野神社の南側で発生しているようです。今年の場合、特に担い手が怪我をしていた状況もあるようなんですが、去年の場合でも別の場所で刈遅れではないかと言われておりましたが、それは、飼料用米にするという形だったみたいです。それと、今おっしゃった農地機構とのマッチングの時に、土地所有者との話し合いで、この担い手は1万円の有償で借りています。その意味は、水の管理は担い手である自分がするが、用水とかについては、1万円の中から所有者が対応してくださいということで、お話をしているようです。そのように把握しています。

12番委員

何度も言いますが、この担い手さんが規模拡大しておりますので、地域性のことであまり問題が出ないようなことも農業員会として、相談や指導もお願いしたいです。

会長

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号、農地法18条第6項解約通知について

番号1 申請地：鹿伏字下所 542㎡
地目：田1筆
解約日：平成29年11月8日
解約理由：その他

番号2 申請地：井上字西山田 3,041㎡
地目：田2筆
解約日：平成29年10月31日
解約理由：耕作不便

番号3 申請地：氷上字川原 943㎡
地目：畑1筆
解約日：平成29年10月31日

解 約 理 由：耕作不便

番号4 申 請 地：田中字宮下 3, 544 m²
地 目：田2筆
解 約 日：平成29年11月1日
解 約 理 由：農業廃止

番号5 申 請 地：井戸字中井戸 4, 918 m²
地 目：田5筆
解 約 日：平成29年10月20日
解 約 理 由：本人耕作

番号1について、残存小作の解約です。

番号2について、耕作不便による解約です。

番号3について、耕作不便による解約です。

番号4について、賃借人の農業廃止による解約です。

番号5について、農地機構を通じて担い手に貸し付けていましたが、本人が耕作するという
ことで担い手とも、解約の合意が得られたため解約となりました。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、報告第2号、使用貸借返還通知につ
いて、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号、使用貸借返還通知について

番号1 申 請 地：氷上 2, 426.21 m²
地 目：田7筆、畑2筆
解 約 日：平成29年10月31日
解 約 理 由：転用のため

番号2 申 請 地：上高岡 4, 208 m²
地 目：田8筆
解 約 日：平成29年11月1日
解 約 理 由：借り手の変更

番号3 申請地：井戸 802㎡
地目：田2筆
解約日：平成29年11月1日
解約理由：借り手の変更

番号4 申請地：井戸 4,827㎡
地目：田6筆
解約日：平成29年11月8日
解約理由：本人耕作

番号5 申請地：鹿庭 3,304.91㎡
地目：田9筆、畑2筆
解約日：平成29年11月1日
解約理由：農業廃止

番号6 申請地：井戸 1,223㎡
地目：田1筆
解約日：平成29年11月1日
解約理由：農業廃止

番号7 申請地：田中 1,591㎡
地目：田1筆
解約日：平成29年11月1日
解約理由：農業廃止

番号1について、転用のため解約するものです。

番号2について、借り手を変更するためであり、議案第5号に記載しているとおりに貸借を行います。

番号3について、農地機構を通じて貸し借りをするため一度解約をするものです。

番号4について、本人が耕作するために解約するものです。

番号5について、借り人の農業廃止のため解約するものです。

番号6について、借り人の農業廃止のため解約するものです。

番号7について、借り人の農業廃止のため解約するものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、終わります。続きまして、三木町における農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について、事務局より説明をお願いします。

事務局

10月23日の全体会議で説明し、農地利用最適化推進委員の意見をいただき、修正を加えたものになります。表記した単位等を直しております。内容については、前回説明しておりますので、省略します。

会長

ありがとうございます。各委員さんから何か質問があればお願いします。

12番委員

管内の農地面積ですが、1450haの捉え方の考え方は。

事務局

本来転用等があって、農地面積が減になっていくのが本来ではありますが、これが具体的な数字が実際のところ入れられないというのもありまして、前回にも質問がありましたが、3年間はこの数字で、指針に関しましては、第1の基本的な考え方にありますように、3年ごとの見直しをかけていくので、そこで数字の変更が出てくると思っております。

会長

その他、何かありますか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了といたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

平成29年 月 日

会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____